

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

平成二十五年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年三月二十一日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十五年三月二十八日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十五年三月二十八日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、議員提出議案第一号を議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

三、日程第五、会議録署名議員指名については、

道祖土 証 議員

森 田 敏 男 議員 を指名する。

四、日程第六については、平成二十四年十月五日以降受理した監査結果を報告する。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

六、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、五の例により審議を行う。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十五年三月二十八日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

日程第五 会議録署名議員指名について

平成二十五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第六 監査結果の報告について

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第三号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

日程第一〇 議案第四号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（二人）

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

第三番 為水 順二 議員 第四番 江田 肇 議員

第五番 桐野 忠 議員 第六番 片野 広隆 議員

第七番 柿田 有一 議員 第八番 吉田 光雄 議員

第一〇番 高橋 剛 議員 第一一番 三上喜久蔵 議員

第二二番 吉敷 賢 議員 第二三番 清水 京子 議員

△欠席議員（一人）

第九番 若海 保 議員

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 高田 康男

〃 風間 清司

会計管理者 岸田 政明

消防局長 大河内 弥一

次長	大久保 愛一郎
〃	小林 久雄
〃	水村 光夫
川越北消防署長	斉木 利之
川越中央消防署長	柴崎 正治
川越西消防署長	忍田 茂巳
川島消防署長	渋谷 徹
総務課長	岸田 隆
予防課長	木村 圭夫
警防課長	柳川 佳男
救急課長	高野 春雄
指揮統制課長	辻 章一

△議場に出席した職員

書記長	岡部 宏
書記	大河内 徹
〃	橋本 丈夫
〃	武笠 浩
〃	矢島 勝寿

△開 会（午後二時二十八分）

○江田 肇議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十五年三月二十八

日開会の川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○江田 肇議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○江田 肇議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読をいたさせます。（橋本丈夫書記 朗読）

川消総発第一四八〇号

平成二十五年三月二十八日

川越地区消防組合議長 江田 肇 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について（通知）

平成二十五年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

四 平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算

○江田 肇議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○江田 肇議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第五〇号

平成二十五年三月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 江田 肇

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十八日午後一時開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一四四三号

平成二十五年三月二十八日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇様
川越地区消防組合管理者 川合善明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十五年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者	川合善明
副管理者	高田康男
〃	風間清司
会計管理者	岸田政明
消防局長	大河内弥一

次 長 大久保愛一郎

〃 小林久雄

〃 水村光夫

川越北消防署長 斉木利之

川越中央消防署長 柴崎正治

川越西消防署長 忍田茂巳

川島消防署長 渋谷徹

総務課長 岸田隆

予防課長 木村圭夫

警防課長 柳川佳男

救急課長 高野春雄

指揮統制課長 辻章一

△日程第四 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

○江田 肇議長 日程第四、議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについてを議題といたします。

(橋本丈夫書記 朗読)

議員提出議案第一号

川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて
川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。
平成二十五年三月二十八日提出

提出者	川越地区消防組合議会議員	三上喜久蔵
賛成者	同	道祖土証
同	同	爲水順二
同	同	桐野忠

同	片野 広隆
同	柿田 有一
同	吉田 光雄
同	高橋 剛
同	吉敷 賢
同	清水 京子

△提案理由の説明（三上喜久蔵議員）

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

（三上喜久蔵議員登壇）

○三上喜久蔵議員 たいいま上程になりました議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会規則の一部を改正する規則を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、川越市議会会議規則の一部改正に伴い、第二条第一項の引用条文を整理しようとするものでございます。

なお、この規則の施行期日は公布の日としようとするものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第五 会議録署名議員指名について

○江田 肇議長 日程第五、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

道祖土 証 議員

森田 敏 男 議員

以上二人を指名いたします。

△日程第六 監査結果の報告について

○江田 肇議長 日程第六、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十四年十月五日以降、本日まで六件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二六号

平成二十四年十月二十三日

川越地区消防組合議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄
同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二八号

平成二十四年十一月二十二日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三一号

平成二十四年十二月二十日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三二号

平成二十四年十二月二十日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三四号

平成二十五年一月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三六号

平成二十五年二月二十二日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△管理者あいさつ

○江田 肇議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、平成二十五年度の当初予算案を御審議いただきます第一回定例会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

先般の市長選におきまして、市民の皆様の御支援をいただき、引き続き本組合の管理者を担わせていただくことは、その職責の重大さを痛感するとともに身の引き締まる思いでございます。

今後とも三十五万余の市民、町民の安全確保に全力を尽くし、また先進組合同士での進展に努力を重ねてまいります。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し、格別なる御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、平成二十五年度の当初予算案といたしましては、平成二十四年度の当初予算対比で二・三%増の四十八億四千三百四十四万三千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、化学消防自動車を初めとする消防車両の更新整備のほか、消防資機材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養成、救急資機材等の整備など救急業務体制の充実、高度化をより一層図っていくとすることをございます。

また、平成二十五年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては、消防局長をして説明いただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全・安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます、結びたいいたします。

○江田 肇議長 以上で管理者の発言を終わります。

△日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正することについて

○江田 肇議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

川越市において、町の区画が新たに画されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものがございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定とする別表中、川越中央消防署の項に「中台一丁目」、「中台二丁目」及び「中台三丁目」を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日としようとするものがございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第 八 議案第 二 号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

○江田 肇議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

川島町消防団の組織の強化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第三条、定数の改正でございます。川島町消防団の定数を五人増員し、百二十九人としようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成二十五年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第 九 議案第 三 号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(

第一号)

○江田 肇議長 日程第九、議案第三号、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案第三号

平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千九百六十万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億一千五百五十四万四千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十三条第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第三条 地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、平成二十四年度川越

地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書三の一ページをごらんいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千九百六十万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億一千五百五十四万四千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、三の二ページ、第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、繰越明許費は、翌年度に繰り越しし、使用することができる経費を、三の三ページの第二表繰越明許費のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、地方債の補正は、三の四ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第三表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。

それでは、別冊の平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第一号)によりまして、御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

常備消防費、一千四百六十七万二千円の減額は、消防車両整備、消防資機材整備にかかわります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。職員人件費につきましては、財源の内訳を補正しようとするものでございます。

次に、常備施設費百八十五万円の追加は、施設管理に係ります委託料の追加でございます。大東分署耐震診断調査業務委託を国の補正予算に合わせ実施するため、追加しようとするものでございます。この経費につきましては、翌年度に繰り越し、使用しようとするものでございます。

次に、川越非常備消防費五百八十六万三千円の減額は、川越市消防団車庫建設、川越市消防団消防車両整備に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。川越市消防団事務につきましては、財源の内訳を補正しようとする

ものでございます。

五ページに移りまして、川越水利施設費、六十五万一千円の減額は、川越市消防水利の増設に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、川島水利施設費、二十六万九千円の減額は、川島町消防水利の増設にかかわります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金、一億三百九十七万三千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費及び川越非常備消防費の減額に伴い、共通経費に係る川越市、川島町それぞれの負担金及び非常備消防費にかかわる川越市の負担金を減額しようとするものでございます。並びに、川越水利施設費及び川島水利施設費の事業費確定による地方債の減額に伴い、川越市、川島町それぞれ水利施設費に係る負担金を追加しようとするものでございます。

次に、物品売払収入、二百一十一万九千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

次に、繰越金、九千二百九十三万二千円の追加は、前年度剰余金といたしまして剰余額の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、雑入一千五百六十六万六千円の追加は、雑入といたしまして、前年度に収入を見込んでいた緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

次に、消防債、三千六百八十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、消防車両整備、消防資機材整備、消防団車庫建設及び消防水利の増設にかかわります対象事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、一千九十五万一千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、高規格救急自動車及び同車両に積載する高度救命処置用資機材の整備にかかわる国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。

なお、六ページにございます附表一につきましては、地方債に関する調書でございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明が終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。柿田有一議員。
(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第三号について、質疑を申し上げます。

この時期の補正予算ということで、主に事業の精算によるものというふうに思いますが、国で大規模な補正予算が組まれております。組合管内、川越、川島町それぞれ市町のほうでも補正に伴うさまざまな事業などが検討された経緯をお伺いしましたけれども、本組合の中でも今回の補正の中で、先ほど説明をお聞きしていただければ、委託が入っているようですので内容をお聞きしたところ、大東分署でしょうか、耐震診断調査委託業務ということで、恐らくこれが国の補正にかかわる部分で入ったものと思えますけれども、概要について少しお伺いしたいと思います。以上です。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 ただいまの柿田議員さんのほうの御質問について御答弁申し上げます。

大東分署の耐震診断の調査業務委託につきましては内容でございます。

大東分署は、昭和五十四年に建設いたしました旧耐震基準の建築物でございます。そのため、平成二十五年度に耐震診断調査を実施する予定がございましたが、国の緊

急経済対策による補正予算第一号により補助金の交付が見込めることから、平成二十四年度に事業として前倒しで着手し、平成二十五年度に繰り越して、継続的に事業を実施させていただこうとするものでございます。

調査の内容といたしましては、庁舎の耐震化を検討するための資料とするため、耐震診断を実施するものでございます。財源となる補助金につきましては、川越市で一括申請し、補助金を受領するものでございます。そのために当消防組合では、一旦川越市が収入した国庫補助金を負担金として収入いたしまして、財源に充当しようとするものでございます。

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論もありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第四号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算

○江田 肇議長 日程第十、議案第四号、平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第四号

平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算

平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ四十八億四千三百四十四万三千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四のページをごらんいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十八億四千三百四十四万三千円と定めようとするものでございます。平成二十四年度当初予算と比較いたしますと、割合にして二・三％、額にして一億八百二十九万四千円の増額となっております。消防費の増額が主な要因でございます。退職者の増加に伴います職員人件費の増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、四の二、四の三

ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、四の四ページ、第二表地方債のとおり定めようとするものでございます。

第三条、一時借入金の借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございませう。

それでは、別冊の平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

二ページをござんいただきたいと存じます。

負担金の総額は四十五億七千七百十四万円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に、消防使用料は百四万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機にかかわる見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は三百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料の見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は三十一万八千円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金にかかわる見込み額でございます。

次に、物品売却収入一千円は、科目の設定でございます。

次に、繰越金三千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は、科目の設定でございます。次に、受託収入の総額は一千七百二十五万円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費からなる内容でございます。

次に、雑入の総額は一千七百二十八万八千円を計上いたしました。支弁金といた

しまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして、川越市、川島町そ

れぞれの消防基金支払金収入及び余剰電力の売却収入などの見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は二億一千二百九十万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、化学車二台、高規格救急自動車二台、消防ポンプ自動車二台、防火水槽一基、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センターに係る実施設計業務委託の見込み額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

六ページをござんいただきたいと存じます。

議会費の総額は六百八万一千円を計上いたしました。議会事務につきましては、消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、一般管理の総額は三百五十八万円を計上いたしました。一般管理事務につきましては、特別職の報酬等にかかわる所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は九万四千円を計上いたしました。公平委員会事務につきましては、公平委員の報酬等にかかわる所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費の総額は三十九万八千円を計上いたしました。監査事務につきましては、監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、消防費でございます。常備消防費の総額は四十二億九千四百二十万三千円を計上いたしました。事業概要につきましては、職員人件費、火災予防策、救急高度化及び消防車両整備等の常備に係る事業の内容でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額でございます。次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市・町民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。次に、消防車両整備につきましては、化学車二台、高規格救急自動

車二台、広報車一台の更新整備に係る所要額でございます。次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の教育等に係る所要額でございます。次に、消防通信整備につきましては、消防緊急通信指令システムの維持管理並びに消防救急デジタル無線の実施設計及び高機能消防指令センターの実施設計に係る所要額でございます。次に、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の警防、救急、救助の各事業費につきましては、消防活動資機材の整備に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、常備施設費の総額は六千三百九万六千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、高階分署外壁等の改修工事に係る所要額でございます。

十五ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は一億八千三百三十三万一千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、消防団車庫建設、消防団車両管理及び消防団消防車両整備の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費及び旅費等の消防団運営に係る所要額でございます。消防団消防車両整備につきましては、川越市消防団古谷分団及び山田分団に入る消防ポンプ自動車の更新整備に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は二千九百三十四万五千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費及び旅費等の消防団運営に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は一億八千七百七十五万二千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水

利の増設等の各事業でございます。消火栓の維持管理、防火水槽一基の新設工事及び消火栓の設置等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の増額は二百八十五万三千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は四百八万六千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防隊資機材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維持管理に係る所要額でございます。

次に、川島自警消防費の総額は二百八十四万五千円を計上いたしました。川島町自警消防団運営事務につきましては、自警消防団に対する補助金の所要額でございます。

十九ページに移りまして、水防費でございます。川越水防費の総額は四百七十九万四千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に係る所要額でございます。

二十ページに移りまして、公債費でございます。元金総額が一億八千八百五十四万八千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は二千九百九十三万七千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

次に、予備費でございます。予備費といたしましては四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。

なお、二十一ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費

明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略をさせていただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第四号、一般会計予算に関して幾つかの分野で質疑を申し上げます。

管理者からは、こういった姿勢で臨まれるかということをお伺いいたしました。御答弁いただいた姿勢でやっていただくように期待をしております。

その中でも若干触れられていましたが、新年度、消防局の事業事務をやるに当たって、こういったところを重点に取り組んでいられるのか、厳しい財政事情の中ですけれども、資機材の整備ですとか、救命士の育成、高度化に対応すること等が御答弁がありましたけれども、具体的にどういうことをやるのかなとかあれば御答弁をいただければと思えます。

二点目ですが、一般管理費の中身を拝見いたしました。額に比して増額の割合が少し多いように見えましたので、何か新しいことをやるように推察をいたしますが、この増額の内容についてお伺いしたいと思います。

三点目ですけれども、補正でもさまざまな施設に関するものやっていたり、それ以外の施設にかかわる部分、毎年この議場で、こういったところの施設を対応されるのかということの質疑も上がっていたと思いますので、改めて常備の施設費と非常備の施設費について、どのようなことをやられるのか、主なものについて御説明願

います。

四点目ですけれども、財政的に比較的インパクトの大きいのが人件費の中でも退職金ではないかと思えますけれども、退職の予定者、それから退職手当の予測の今後の総額、それから基金を設けているかと思えますけれども、この運用内容などについて、見通しも含めてお伺いできればというふうに思います。

五点目ですが、課題として私たちも認識をしておりますけれども、なかなか実際に進むというところまで行きにくいのが今の消防庁舎の建設の問題であります。財政事情等々がいろいろある中、先も含めてなかなか見通しが立てにくいということで、実際、具体的なところまではまだ進んでいなかったのが、この間だと思えますけれども、新年度予算を議論するに当たって、改めて今後の新庁舎建設についての見通しについて、お伺いしておきたいというふうに思います。

以上、一回目といたします。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 御答弁申し上げます。

私のほうからでございますが、二点目の一般管理費、三点目の施設費、四点目の退職者の退職手当金等の内容について御答弁申し上げます。

初めに、二点目でございます。一般管理費における増額の内容でございます。

平成二十五年度につきましては、本消防組合が設立四十周年を迎えますことから、その事業の実施にかかわる予算を計上したところによる増額でございます。まず、四十周年の式典の開催に係る計上予算が約四十八万円でございます。その内容といたしましては、会場使用料、消防功労者表彰に係る表彰者名簿等の印刷費、郵送料、消耗品費等でございます。また、四十周年記念誌の印刷製本費に係る予算を五十八万円計上してございまして、合計で百六万円となっております。

続きまして、三点目でございます。施設費の主な内容でございます。

初めに、常備施設費の主な内容につきましては、川越中央消防署高階分署外壁等改修工事を実施しようとするものでございまして、改修工事の内容といたしまして

は、庁舎壁体のクラックの補修、外壁モルタルの剝離補修等を行い、最後に外壁の塗装を実施するものでございます。予算につきましては一千七百万円を計上してございます。

次に、非常備施設費の主な内容につきまして、大東分団車庫建設予定地地質調査業務委託を実施しようとするものでございます。大東分団車庫におきましては、現在、大東公民館及び大東出張所の敷地に所在しておりますが、この大東公民館及び大東出張所は、平成二十六年度に大東市民センターとして新築移転し、跡地は売却する予定となっております。そのため、大東分団車庫の移転先候補地の地盤状況を調査し、車庫建設の適正な設計を行うためのものでございます。予算につきましては、百五十万円を計上してございます。なお、移転先は現在、調査検討中でございます。

四項目でございます。退職予定者と今後の退職手当予想総額について御答弁申し上げます。

初めに、退職予定者と今後の内容でございます。今年度につきましては三名の退職で、退職金約九千三百万円でございます。平成二十五年、十名の退職予定でございます。約二億八千七百万円。平成二十六年度につきましては、四名の退職予定でございます。一億一千五百万円。平成二十七年度につきましては、十一名の退職予定でございます。三億一千六百万円。平成二十八年度につきましては、十一名の退職でございます。二千九百万円。平成二十九年度につきましては六名の退職でございます。約一億七千二百万円でございます。今後五年間の退職予定者は総数で三十二名となっております。退職手当の総額は九億一千九百万円の見込みでございます。

退職基金の運用についてでございますが、平成二十四年度から平成四十四年度を積み立て期間とし、平成四十五年度から平成四十九年度の五年間、大量退職、平均で二十二名でございます。それに伴う財源負担の平準化を図るため、積み立てを実施してございます。積み立て方法といたしましては、積み立て期間中、退職手当が

二億円に満たない年度に限り、二億円との差額を積み立て、七億六千万円を目標としているものでございます。今後、定年制度の見直し等が行われた場合には、その都度、運用計画を見直し、市・町の財政負担の軽減及び平準化を図るよう努力してまいります。以上でございます。

(大久保愛一郎次長登壇)

○大久保愛一郎次長 私のほうから、予算の重点施策とあわせまして、今後の新庁舎建設についてという内容について御答弁をさせていただきます。

予算の重点施策の関係につきましては、先ほど管理者からごあいさつの中にもございましたが、重点施策といたしまして、消防救急体制の整備を推進するための事業といたしまして、初動消防力の強化を図るための消防車両、消防資機材の整備及び防火水槽の増設、また救急業務体制の整備を図るための応急手当の普及啓発及び救急隊員の研修、火災予防対策の推進を図るための住宅及び事業所の火災予防の推進、そして消防施設の充実を図るための消防通信施設の整備及び消防庁舎改修の各事業でございます。

今後の庁舎建設についてでございますが、新消防局庁舎建設につきましては、平成二十二年に川越市、川島町並びに川越地区消防組合の三者におきまして、建設検討委員会を設置いたしまして、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討結果報告書がまとめられまして、川越市長、川島町長並びに川越地区消防組合管理者宛てにそれぞれ御報告をさせていただいたところではございますが、川越市及び川島町におきましても、近年、大規模な建設事業等々が計画されておりまして、予算の確保が非常に困難な状態となっております。

今後は、川越市、川島町と調整を図りながら、庁舎の規模、施設内容並びに建設予定地につきましては、さらに調査、研究、検討を重ねまして、建設事業の予算確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の御質疑を申し上げます。重点施策につきましては、御説明をいただきました。承知をしたところでございます。

新しい事業の分野について、一般管理費のところですが、設立四十周年というところで記念式等、中身についても楽しみにしておきたいというふうに思います。

施設についてお伺いしたわけですが、高階分署の外壁、常備についてはこうやるということでした。補正のところでは、大東分署の耐震があるということ、主ところは高階がやって、それから大東がどのようになるかということ、ここをやるというのが順番的な流れかなというふうに承知をしたところですが、老朽化等もあるので、必要などころの対応は速やかにするように期待したいと思います。

また、非常備についても、これも大東ということ、大東地域が次のターゲットとしては必要になってくるのかなと、これは市民センターが今、建設がはかどっているところですので、これとあわせたところだというふうに理解をしたところでございます。また、移転先は調査検討中ということで、この点についても詳細がわかれば、ぜひ御通知をいただきたいというふうに思います。

退職手当てについてですが、今年度は勸奨退職はなしだったのででしょうか。計画的な部分で、二十五年は少し多くなるように、額的にも必要になってくるお金が大きいかなと、それから二十七年と、当面この二カ年が少し退職者が多いということ、それから見込みのところ、大量退職の見込みがある部分について承知をいたしました。ちょうど人口が多くなったり、社会的にもさまざまな事情でいろいろな施設がたぶん老朽化が重なっているところではないかなと推察をいたします。特に大きな財政出動がどうしても必要になってくる時期に重なると思いますので、その点についてしっかりと先を見通しながらの財政運営を期待したいと思います。

これに関連して、財政が非常に厳しい中ではあるけれども、一方、要請も高いところが最後にお聞きをした新庁舎ということで、財政予算の確保が困難な状況は承

知をしていますが、大規模な事業が計画的にされているところにきちんと位置づけをされて、川越市、それから川島町の計画の中にうまくこの消防庁舎の建設も位置づけながら検討がされるとありがたいなど、どうしても重要な施設であることは間違いないので、この点がうまく調整を図られて、予算確保が図られますよう、これも期待をしておきたいと思えます。

消防事情、さまざま、火災、救急、救助、それぞれの事情、なかなか困難な実態もお聞きをしております。例えば火災は年末からこのかた、すぐ大変頻繁に、連絡もいただきたりだとか、そういうこともしておりますし、それぞれ課題もあるかと思えますので、そういった課題について少し踏み込んで、もう何かお聞きをしたいと思えますが、火災だけではなくて、救急搬送の困難な事例、過去にもこの議会の中でも一般質問などがあつたかと承知をしております。現場に救急車が到着をして、患者さんの状況を見て病院に搬送するまでに、どうしても時間がかかったり、困難な状況の中で一生懸命電話をかけ、病院との調整を図っている様子を目にします。私のところも実は家族、祖母の法事のときに、高齢者、法事の際に倒れられて、救急車で来ていただいたんですけども、やはり病院に搬送されるまでに少し時間がかかったんです。こういう状況だけではなくて、困難な事例が幾つか見受けられるかと思えますけれども、こういった困難な時代がどういうふうな状況なのか認識している部分と、それからこの搬送に対する対策など、現在進んでいるものや今後の対策について何かお考えがあればお伺いしておきたいと思えます。

もう一点、これは法律で計画をされている消防救急無線のデジタル化の問題、この問題も財政出動が必要になってくるものと思えます。実施計画が予算に載っていることを先ほどの説明の中で承知しましたけれども、二十八年度までに実施をするというふうに法律上はなっているようにですが、この経過と進捗状況について現在どのようになっているのか、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

以上、二回目といたします。

(高野春雄救急課長登壇)

○高野春雄救急課長 ただいまの柿田議員様からの御質疑に対しまして御答弁申し上げます。

川越地区消防組合管内における平成二十四年中の救急搬送人員につきましては、一万三千六百六十六人で、転院搬送の傷病者千三百三十三人を除き、初診の傷病程度が重症以上と診断された傷病者は千七百七十一人でございます。

この千七百七十一人のうち、医療機関への収容依頼の電話回数が四回以上要した事案、また収容医療機関が決まらず、現場滞在時間が三十分以上要した、いわゆる救急搬送困難事案の傷病者数につきましては、電話回数が四回以上要した事案の傷病者が百七十四人、現場滞在時間が三十分以上要した事案の傷病者が三百十六人、うち重複している傷病者が百四十三人おり、計三百四十七人でございます。

なお、救急隊の活動基準といたしましては、平成二十三年四月一日より運用開始いたしました埼玉県の搬送と受入れの実施基準により、埼玉県医療機関リスト内の医療機関及び埼玉県救急医療情報システムからの情報に基づき、病院選定を実施しているところでございます。特に生命に危険があると考えられる重症傷病者の救急搬送困難事案に関しましては、川越市医師会及び川越市保健所並びに川越市、比企医師会、東松山保健所と協議をし、現在対応策を検討中でございます。また、川越地区消防組合が参加する埼玉県西部第二地域メディカルコントロール協議会症例検討委員会を立ち上げ、この救急搬送困難事案の対応策を検討することとなっております。さらには、内部的にもこの対応策を検討していく予定でございます。以上でございます。

(辻 章一指揮統制課長登壇)

○辻 章一指揮統制課長 消防救急デジタル化整備の経過と進捗状況につきまして御答弁申し上げます。

平成十五年十月、総務省から電波法関係審査基準が改正され、消防用としてデジタル方式が規定されるとともに、アナログ方式の使用期限が平成二十八年五月三十一日までとされました。それに基づきまして、当消防組合では平成二十二年度に川

越地区消防組合消防救急デジタル化検討委員会を立ち上げ、平成二十四年度までに委員会と部会をおの六回開催し、検討をいたしました。平成二十四年度の事業といたしましては、電波伝搬調査、基本設計、基地局空中線柱設置場所の地質調査を実施、完了してございます。今後の予定といたしましては、平成二十五年度に実施設計業務委託を実施しまして、平成二十六年年度に無線整備を実施しまして、平成二十七年年度に試験運用を開始しまして、平成二十八年年度に本運用を開始する予定でございます。以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

救急搬送困難事案の状況でございますけれども、かなり多い状況を拝見いたしました。特に対応に関しては、お医者さん、医療機関との連携がやはり不可欠ではないかなど、こちらがいろいろ手だてをしても、受け入れ先の問題で入れないという事情があります。日常的なコミュニケーションが図られることが大事だと思っております。伺いをしたわけですが、この点については協議をいただいている状況があるようですので、ぜひこういった機会を有効に活用していただきたいというふうに思います。

あわせて、高度な情報システム等が昨今いろいろな形で報道されていますけれども、こういったものも検討の中に恐らく入っているのではあるのかなというところで、空きベッドの状況などがわかるようなシステム等々についての研究や検討はぜひお願いしたいというふうに思います。

一方、消防デジタル無線の問題ですけれども、二十八年五月三十一日までのアナログ使用期限に向けた検討を具体的に二十四年度やっていたいただいているものについても含めて御答弁をいただきました。地質調査等も完了しているということで、新年度は実施設計業務委託ということですけれども、ここまで進んでいるということでは、かなり具体的なものまでもう想定されているんだと思いますが、具体的にどういった場所にどういものが建つのか、高さはどれぐらいなのか、そういうことに

ついて、細かいことですが、もしわかるようでしたらお答えいただきたいと思えます。以上です。

(辻 章一指揮統制課長登壇)

○辻 章一指揮統制課長 消防救急デジタル化無線に伴う鉄塔の場所についてということで御答弁を申し上げます。

基地局、鉄塔の位置につきましては、指揮統制課の事務室がある庁舎の南側敷地内に高さ三十メートルのシリンドラー型鉄塔を建てる計画をしております。以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後二時二十七分 休憩

午後二時三十二分 再開

○江田 肇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加議案提出

○江田 肇議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記をして朗読いたさせます。

(橋本丈夫書記 朗読)

川消総発第一四八一号

平成二十五年三月二十八日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

追加議案の提出について(通知)

平成二十五年本組合議会第一回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

記

一 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

二 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○江田 肇議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました二件を日程第十一及び第十二として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一一 同意第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○江田 肇議長 日程第十一、同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市小仙波町二丁目四十番地十二

大野 英 夫

昭和二十四年九月十六日生

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(管理者)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員福岡一枝氏が本年四月一日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに大野英夫氏を本組合公平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和二十四年生まれで、川越市小仙波町二丁目に御在住であります。昭和四十八年に川越市に就職され、総務部参事、経営管理部長、本組合消防局長を経て川越市副市長を務められた、人格が高潔で、かつ深い識見を有している方であり

ます。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明が終わりました。

△質疑・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意決することに決定いたしました。

△日程第一二 同意第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

て

○江田 肇議長 日程十二、同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第二号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市かわつる三芳野一番地(二一―五〇三)

中 島 美 砂 子

昭和四十三年一月三十一日生

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(管理者)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第二号、公平委員会委員の選任に

つき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員佐々木修氏が本年四月一日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに中島美砂子氏を本組合公平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和四十三年生まれで、川越市かわつる三芳野に御在住であります。現在、弁護士として御活躍されており、人格が高潔で、かつ深い識見を有している方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明が終わりました。

△質疑・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△日程追加

○江田 肇議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、これを議題とし実施したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第一三 一般質問について

○江田 肇議長 日程第十三、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許します。桐野 忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告をしております。障害者に対する救急対応について一般質問をさせていただきます。

初めに、今よくテレビでも取り上げられている理不尽な救急車利用や、一生懸命救急隊員、消防隊員の方々が仕事をされているのに、誤解による苦情など大変な事例を抱えることもあるのではないのでしょうか。まずは、そんな中、これまで川越市、川島町の市・町民を守っていただいていることに対して、大河内局長を中心に大久保次長、小林次長、水村次長、また全職員、消防職員の皆様におかれましては、心から感謝を申し上げます。

さて、今回、このような題で質問をさせていただくことにしたのは、お一人の耳に障害を持つ方から市民相談を受ける中で、相手に意思を伝えるのが非常に疲れるとの話を伺いました。緊急の場合は本当に大変だとのこともお聞きしました。

また、私も伝えるのに大変な思いをしました。東日本大震災でも、救急支援の中で障害を持つている方への対応は非常に難しいとの声も、先日参加しました東京でのセミナーでもお聞きしました。そこで、これまでも障害に対する救急隊員については質疑や質問があったかもしれませんが、確認も含めて質問をさせていただくこととさせていただきます。

障害と言っても幅広いわけですし、その障害の内容によって違いはあるのだろうと思えます。また、意識不明や重体などの場合、恐らく健常者とほとんど変わらな

い救急対応になるのだと思いますが、軽度や意識がある場合などは少し違ってくるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、現状、障害者に対する救急対応はどのように行っているのか、あわせて、特に聴覚障害者やペースメーカー等を入れている内部障害者に対する対応はどのように行っているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、これまで障害者に対する救急対応を行ってきた中で、現場の声としての課題や問題点はどのようなことがあるのか、お伺いをさせていただきます。

以上、一回目とします。

(高野春雄救急課長登壇)

○高野春雄救急課長 ただいまの桐野議員様からの御質問に対しまして御答弁申し上げます。

一つ目、現状の障害者に対する救急対応並びに聴覚障害者を含めました内部障害者への対応について御答弁申し上げます。

電話での一一九番通報が困難な傷病者の方につきましては、ファックス一一九による障害者自身が通報可能な状態となっており、また緊急通報システムの導入により傷病者の方が電話機やペンダント型の発信ボタンを使用することにより、緊急事態の発生等を消防局へ自動的に通報することができるようになり、通報者との連絡体制を二十四時間体制でとっているところでございます。

救急隊は、現場において聴覚障害者等の傷病者に対しましては筆談等を行うことでコミュニケーションを図っており、救急現場の状況に応じましては、川越市役所の御協力のもと、手話通訳者の現場派遣ができるシステムが構築されているところでございます。

また、心臓ペースメーカー等の内部障害の傷病者につきましては、無線機や携帯電話から発する電磁波がペースメーカーの作動に影響を及ぼすため、傷病者との距離を十分にとり活動を行っているところでございます。救急隊は傷病者の意識、脈拍、呼吸、血圧等の観察結果から、症状に応じて応急手当を実施しております。障

害者の方に対しましては、通院中の医療機関との情報交換を密にすることにより、傷病者の状態に応じた適切な活動ができるよう準備しているところでございます。

続きまして、傷病者の救急に対する課題につきまして御答弁申し上げます。

救急活動全般は、傷病者の救命という観点から活動をするため、視覚や聴覚障害等を抱えた傷病者と障害のない傷病者とは、救急活動自体に大きな差異はなく活動を行っているところでございます。しかし、細部の活動におきましては、視覚・聴覚障害の傷病者の中には、発声が困難であったり、視覚が低下しているなど、極めて障害の程度に応じて個人差があることから、特にコミュニケーションを図る上で傷病者に配慮した活動を行っているところでございます。また、障害の程度に応じましては、体位管理が必要な傷病者の方に対し、消防隊の支援活動を実施しているところでございます。以上でございます。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 それぞれお答えをいただきました。

障害者への救急対応につきましては、御答弁をいただきましたようにファックス一一九や緊急通報システム、また手話通訳者の活用、そして聴覚障害者には筆談でのコミュニケーション、ペースメーカー使用者には電磁波等には気をつけて等のことだったと思います。それぞれ細かな対応はされているんだと認識をさせていただきました。課題、問題については、視覚・聴覚障害者の方々とのコミュニケーションの図り方が苦慮のことだったと思います。

そこで二回目の質問ですけれども、特にコミュニケーションの課題等の解決の手だてとしての何点か提案も含めてお伺いをさせていただきますと思います。

この消防議会で私も取り上げさせていただいたことがありましたけれども、救急情報シートの件ですが、今月の川越市議会でも活用について取り上げられておられましたけれども、有効に活用が、利用がされているようであります。救急キットは、川越市では高齢者単独世帯中心に配布されていると思います。情報シートは、広報を通じて全世帯に配布もされていると思います。

そこで、障害者とも救急活動時にコミュニケーションがとれやすく早期対応ができるよう、救急情報シートの周知をする必要があると考えます。もちろん、その周知方法は市や町側で行ってもらうのがほとんどだと思います。しかし、川越地区消防組合としても、できることはあるのではないのでしょうか。それは、各種イベントに出向く場合、救急フェア等の行事での周知であります。ぜひ行っていたきたいと考えますが、この点をどのように考えるか、お伺いをさせていただきます。

一回目の質問でファックス一一九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障害の方々に有効な取り組みだと思います。現在はITの時代で、障害者の方も、その多くが携帯やPHS、スマートフォンやiPhoneなどを利用していらっしゃる方が多くいらっしゃいます。全国各地では今、緊急メール通報を活用しているところが出てきております。私がついている地域では、名古屋市や兵庫県西宮市、一宮市、東京消防庁も活用されています。メールでの通報には課題もあると思いますが、実際に行っている先進地を参考に活用をされてはどうでしょうか。現状どうなのか、お考えをお聞かせください。

また、救急対応でのコミュニケーションをとるのに有効な手段として、東京消防庁が監修してつくられております紙ベースのこのようなものですが、これはコピーですけれども、救急用のコミュニケーション支援ボードというものがありません。皆様もご存じかもしれませんが、指をさしてもらい、意思表示をもらうものであります。課題の中でも触れられておりましたけれども、特に聴覚障害者や言語障害者に対する救急対応に役に立つのではないのでしょうか。ぜひ活用してはと考えますが、この点もお考えをお聞かせください。

以上、二回目とさせていただきます。

(小林久雄次長登壇)

○小林久雄次長 たいま桐野議員様から、救急情報シートの活用について、また緊急メール通報並びに救急用コミュニケーション支援ボードの活用について御質問がございましたので、御答弁申し上げます。

最初に救急情報シートの活用について御答弁申し上げます。

人口の高齢化に伴い、障害者の増加も見込まれております。現在、川越地区消防組合では、平成二十四年十二月十日より、川越市、川島町と協議しながら、救急情報シートの運用を開始しております。現在の救急情報シートは、川越市の場合、単身高齢者を中心に配布されているところですが、今後、障害者の方の救急対応につきましても、円滑に情報交換できる形になるように、関係担当課と協議していく予定でございます。また、救急フェア等の行事におきましても、住民への救急情報シートの有効な活用について、積極的に説明していく予定でございます。以上でございます。

続きまして、緊急メール通報並びに救急コミュニケーション支援ボードの活用について御答弁申し上げます。

緊急メール通報の活用につきましては、聴覚障害のある方や、言語による通報に不安のある方が電子メールを使い、一一九番要請できるものがございます。現在、川越地区消防組合では、電子メールの受信体制について、他の消防本部の状況を踏まえて、整備に向けて検討中でございます。また、救急コミュニケーション支援ボードの活用につきましては、絵及びひらがな等を使用したコミュニケーション伝達方法として、県内の一部消防本部で運用しておるところでございます。当消防組合におきましても、救急現場において導入できないか、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○江田 肇議長 以上をもって全通告者の質問は終わりました。これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○江田 肇議長 以上をもって川越地区消防組合第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後二時五十一分 閉会

△会議の結果

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第一 | 会期決定について
本日一日間と決定した。 | 日程第一〇 | 議案第四号
平成二十五年川越地区消防組合一般会計予算
原案可決 |
| 日程第二 | 議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。 | 日程第一一 | 同意第一号
公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意 |
| 日程第三 | 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について
出席者の一覧を配布した。 | 日程第一二 | 同意第二号
公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意 |
| 日程第四 | 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて
原案可決 | 日程第一三 | 一般質問について
議員一人が一般質問を行った。 |
| 日程第五 | 会議録署名議員指名について
議長指名のとおり決定した。 | | |
| 日程第六 | 監査結果の報告について
監査結果の提出について報告した。 | | |
| 日程第七 | 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
原案可決 | | |
| 日程第八 | 議案第二号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて
原案可決 | | |
| 日程第九 | 議案第三号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）
原案可決 | | |